

令和2年5月29日

教員各位

理事・副学長（教育担当）

令和2年度第2クォーターの授業実施に係る基本方針の取扱いについて

令和2年5月29日付けの標記基本方針について、下記のとおり取扱うこととします。

対面型授業の実施を計画している教員におかれましては、旧特定警戒都道府県への移動を控えるなど、体調管理に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 基本方針 第2項について

実験・実習科目等の授業担当教員は、6月18日以降の実験・実習科目等の実施方法を、6月3日までに授業開設部局の事務担当（学務係又は修学支援グループ）へ連絡してください。また、対面型で実施する場合は、学生に対して第1回目の授業の1週間前までに、受講にあたっての留意事項等を、教務システム（ドリームキャンパス、WebClass）を通じて連絡してください。

なお、特別な事情により対面型授業への出席が困難な学生については、不利にならないように配慮願います。

2 基本方針 第3項について

遠隔講義（ライブ配信または講義収録）を行う教室に、学生の入室を許可する条件は、以下のとおりとします。

- (1) 「学生と学生との間隔について1mを目安に教室内で最大限の間隔をとるよう
に座席配置を取る」（文部科学省：学校における新型コロナウイルス感染症に関する
衛生管理マニュアル）または収容定員の1/2程度以内を目途に入室制限を行う
こと。
- (2) 教室に入室した受講者と遠隔講義の受講者を公平に扱うこと。

3 定期試験に関する事項について

第1クォーター及び前期開講科目も含め、遠隔講義の導入に伴い、シラバスに記載の
「成績評価の方法と基準」を変更する場合は、速やかに学生に周知願います。

4 対面型授業実施上の注意について

- (1) 発熱、体調不良の場合は、対面授業を行わないでください。
- (2) 授業の際は必ずマスクを着用してください。体育等、運動を伴う場合は学生に適切に指示してください。
- (3) 授業にあたっては、密閉・密集・密接を避ける工夫をしてください。また、室内の換気を十分に行ってください。

以上